

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成20年2月1日告示の秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙において、次の議員区分は、候補者の数が選挙すべき議員の数を超えないため、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙執行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第3号）第14条第1項の規定により投票は行わない。

平成20年2月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合

選挙長 最 上 徹

選挙の議員区分

広域連合規約第7条第2項第4号の町村議会議員 1人